週刊住宅

2018年（平成30年）2月19日号
NO. 2801　（毎週月曜日発行）
年ぎめ購読料 18,500円本体・送料込み（税込み19,980円）

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 巴ビル
電話03-3234-2050 FAX03-3234-2070
問い合わせ：info@sjt.co.jp 情報提供：press@sjt.co.jp

CFネッツ流 新・大家実践塾

5

Aさんの海外資産の相続税

親子とも海外居住10年超など対象外

最近、若いうちから海外で暮らす人が増えている感じがする。

タイで豪華なコンドミニアム（マンションっていうより、なんかかっこいいですね）を購入した、なんていうAさんはうらやましい……。

このAさんにはJさんという息子がいるが、Aさんに相続が発生した場合、そのコンドミニアムも相続税の対象になるのだろうか？

このような海外の資産が相続税の対象になるかは、大体こんな順番で考えれば判断できる（込み入った事情の場合は個別にご相談ください）。

①相続発生時の相続人または被相続人が日本国内に住んでいるか？

②相続発生前10年以内に相続人または被相続人が国内に住んでいたことがあるか？

③相続人は外国籍？

◇◆◇

①相続発生時の相続人・被相続人の居住地

まず、相続発生時に相続人または被相続人が日本国内に住んでいる場合は、海外財産も相続税の対象になる。Jさんが外国籍でも関係なく、子どもの国籍を変えることで相続税を逃れることはできない。

②相続発生前10年以内の相続人・被相続人の居住歴

もしも、海外に住んでいるだけで相続税を逃れることができるのならば、国内の資産を海外に移して、子どもを海外に移住させてしまえば相続税対策はバッチリ！……。

そんなこと許してくれるわけがない。そのために②の要件が定められている。

相続発生前10年以内に相続人または被相続人が国内に居住していた履歴がある場合、きっちり海外資産にも課税されてしまう。相続税対策のためにちょいと海外に引っ越し、なんてことをしても無駄になる。

逆にいえば、さすがに相続人・被相続人ともに相続開始前10年以内に日本国内に居住したことがない、もうほとんど日本とは縁のない生活を送っている場合には、海外資産は相続税の課税対象外にしてくれる。

③相続人の国籍

相続人が外国籍の場合は、ちょっと緩和される。

外国籍の相続人が相続開始前10年以内に日本国内に居住していたことがあっても、海外不動産は相続税の対象外となる。

Aさんの相続発生が海外居住10年超の場合で、次のXまたはYの場合にはタイのコンドミニアムは相続税の対象外となる。

X＝Jさんが日本国籍の場合、海外居住が10年超

Y＝Jさんが外国籍の場合、相続発生時に日本に住んでいない。

なかなか相続税からは逃れられないのが実情である。

■鎌倉鑑定
小林 雅裕
電話＝0467・22・7772 ファクス＝0467・330・5773
携帯＝080・4196・1167 メール＝kobayashi@kkantei.com
本社 〒248－0007 神奈川県鎌倉市大町1－20－30
大船デスク 〒247－0056 神奈川県鎌倉市大船2－19－35
ブログもやってます！ http://ameblo.jp/kova-masa